

姫 監 公 表 第 1 号
平成 2 5 年 1 月 2 5 日

姫路市監査委員 井 神 曉
同 小 林 茂 信

住民監査請求（政務調査費の返還に係る法定利息の不足について）に係る監査の結果について

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日に受付した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

金、割増金、納付金及び延滞利息その他法令で指定するこれらに類するものの額の計算につきこれらの法律の指定その他法令の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当りの割合とする。」と規定されている。

つまり、〇〇〇〇〇〇〇〇が返還した7,409円の利息計算は分母が366日としており、分母を法律の規定による365日で計算すると17円の不足が生じる。よって、その不足額17円の返還を求めるものである。

よって、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を講じることを求める。

4 事実を証する書面

請求人は、事実証明書として、次の各書面を添付しています。

- (1) 平成24年11月16日付公文書公開決定通知書の写し
- (2) 上記(1)により監査委員から公開された政務調査費返還に係る公文書の写し
 - ア 政務調査費返還金の納入通知書兼領収書
 - イ 政務調査費返還金に対する法定利息の納入通知書兼領収書

5 監査執行上の除斥

本件請求の監査については、議員のうちから選任された長谷川任武委員及び坂本学委員を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥としました。

6 請求の受理

本件請求は、自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成24年12月5日に受理しました。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求に係る政務調査費251,100円（以下「本件政務調査費」という。）に対する法定利息（以下「本件法定利息」という。）として納入された金員7,409円（以下、「本件納入済利息」という。）に不足額が生じており、市長がその返還請求権の行使（財産の管理）を怠ったことにより、市に損害を与えているかどうかについて、監査することとしました。

2 監査対象部局

議会事務局を監査対象部局としました。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年1月17日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えました。

それに基づき、追加の証拠書類として、次の書面の提出がありました。

(1) 平成24年1月21日付公文書公開決定通知書の写し

(2) 上記(1)により議会事務局から公開された政務調査費返還に係る公文書の写し

ア 平成23年度政務調査費返還に係る決裁及び添付資料（当該政務調査費に係る政務調査費支出書、領収証書、成果物）

イ 平成23年度政務調査費返還に係る調定書

ウ 平成23年度政務調査費返還に係る収入内訳書（平成24年1月1日収入分収入リスト）

エ 政務調査費返還金の納入通知書兼領収書

(3) 上記(1)によって議会事務局から公開された政務調査費返還に対する法定利息に係る公文書の写し

ア 平成23年度法定利息に係る決裁

イ 平成23年度法定利息に係る調定書

ウ 平成23年度法定利息に係る収入内訳書（平成24年1月9日収入分収入リスト）

エ 法定利息の納入通知書兼領収書

(4) 姫路市市税条例の一部（利率等の表示の年利建て移行に関する条例（抜粋））

(5) 例規一覧（姫路市介護保険条例、姫路市後期高齢者医療に関する条例及び姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例施行規則）

また、請求人が陳述を行い、次のとおり本件請求の補足説明を行いました。

(6) 政務調査費は、市の補助金であるので、その返還請求権は私法上の債権でなく、行政上の債権（公法上の債権）である。

(7) 姫路市市税条例、姫路市介護保険条例や姫路市後期高齢者医療に関する条例では、閏年の場合であっても365日当たりの割合とすると

規定されている。

(8) 当該法定利息の不足額 17 円の計算式は次のとおりである。

$$251,000 \text{ 円} \times 5\% \times 216 \text{ 日} / 365 \text{ 日}$$

$$= 7,426.84 \text{ 円}$$

$$7,426 \text{ 円} - 7,409 \text{ 円 (本件納入済利息)} = 17 \text{ 円}$$

4 監査対象部局の陳述

平成 24 年 12 月 17 日に、議会事務局長ほか関係職員による陳述の聴取を行いました。

なお、陳述の要旨は、次のとおりです。

(1) 利息の金利は、民法第 404 条の規定により年 5 分で計算されている。

(2) 利息の日割計算は、民法第 143 条第 1 項の規定により暦に従って年 366 日当たりの割合で計算されている。

(3) 利息計算の期間は、政務調査費交付条例第 8 条第 2 項で定める政務調査費支出書により確認された支出日（平成 24 年 3 月 30 日）の翌日（同年 3 月 31 日）から、納入のあった日（同年 1 月 1 日）である。

よって、議会事務局としては適正なものとして認識している。

5 監査の実施

監査対象部局に対して、関係書類及びその他の記録等の提出を求めるとともに、関係職員からの事情聴取も実施しました。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件政務調査費の返還について

ア 関係部局である議会事務局総務課の説明によると、本件政務調査費の返還に係る経緯等は以下のとおりです。

・平成 24 年 3 月 30 日に ○○○○○○○○（以下「同会派」という。）所属の ○○○○ 議員が政務調査のための費用 251,100 円（市政報告資料作成費 149,100 円、郵便切手代 102,000 円）を支出し、同会派は同議員に政務調査費として、同日に同額を同議員

に交付した。

・平成24年11月1日に同会派から、「会派として当該費用につき政務調査費以外での支出と決定したので、当該政務調査費の支出を修正し、返還したい。」との申し出があり、議会事務局総務課が同日に同額の納入通知書を発行し、同日中に同会派が金融機関に納入した。

・政務調査費は会計年度末において一括して精算する方式をとっているため、会計年度終了後に政務調査費収支報告書等の修正、変更等の届出規定が設けられておらず、同会派から文書の提出や報告は受けていないが、返還にかかる書類は、当該年度の最終的な収支がわかるように、収支報告書等に添付している。

イ 議会事務局総務課は当該政務調査費返還金251,100円を、会計年度が終了していたため、平成23年度（過年度）の支出である本件政務調査費の歳出科目への戻入（返還）手続きができず、平成24年度（翌年度）歳入の「諸収入・雑入・その他雑収入」として平成24年11月1日に収入していることを調定書、収入関係決裁等関係書類により確認し、同収入関係決裁等に本件政務調査費に係る政務調査費支出書の写し等が添付されていることを確認しました。

(2) 本件納入済利息について

ア 関係部局である議会事務局総務課の説明によると、本件納入済利息に係る経緯等は以下のとおりです。

・平成24年11月9日 同会派からの申し出により、議会事務局総務課が同日に先に返還された251,100円の利息相当額7,409円の納入通知書を発行し、同日中に同会派が金融機関に納入した。

・当該法定利息相当額は、私法（民法）上の債権による収入であるので、民法の諸規定に基づき、政務調査費返還金251,100円に対して利息計算したものである。

（4 監査対象部局の陳述 参照）

・法定利息計算（日割り計算）において、利息計算期間が閏年にあたるため民法第143条第1項の規定に基づき1年を366日（閏年）として計算されている。

・利息計算期間の起算日は、政務調査費支出書の写しを確認すると、同会派が同年3月30日に公金として本件政務調査費を支出していたので、民法第140条の規定に基づき同日の翌日となっている。

イ 議会事務局総務課は、本件納入済利息を平成24年11月9日に歳

入科目「諸収入・雑入・その他雑収入」で収入していることを、調定書、収入関係決裁等関係書類により確認しました。

(3) 政務調査費返還に係る根拠法令について

ア 自治法

自治法に特段の規定はありません。

イ 条例

本市条例の規定は次のとおりです。

姫路市議会政務調査費交付条例（平成13年3月28日 条例第1号。
以下「交付条例」という。）

（政務調査費の返還）

第9条 政務調査費の交付を受けた会派が、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額を毎年4月30日までに市長に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了した場合において、交付を受けた政務調査費に残余があるときは、会派の代表者及び経理責任者であった者は、当該残余の額を任期満了の日から30日以内に市長に返還しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、議会又は政務調査費の交付を受けた会派が解散した場合において、交付を受けた政務調査費に残余があるときは、会派の代表者及び経理責任者であった者は、当該残余の額を解散した日から30日以内に市長に返還しなければならない。

<参 考>

（交付の方法）

第4条 政務調査費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。

（収支報告書等の提出等）

第8条 政務調査費の交付を受けた会派は、規則で定める政務調査費収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派は、政務調査費の支出に係る領収証書等の証拠書類を添付した規則で定める政務調査費支出書を作成し、規則で定めるところにより保管するとともに、その写し(添付された証拠書類の写しを含む。以下同じ。)を議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による政務調査費収支報告書の提出及び前項の規定による政務調査費支出書の写しの提出(以下「収支報告書等の提出」という。)は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了したときは、会派の代表者及び経理責任者であった者は、任期満了の日から30日以内に収支報告書等の提出を行わなければならない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、議会又は政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、会派の代表者及び経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に(議会が解散したときは速やかに)収支報告書等の提出を行わなければならない。

ウ 規則

本市規則に特段の規定はありません。

エ 民法(明治29年4月27日法律第89号)

政務調査費返還に関連する民法の主な規定は次のとおりです。

第412条(履行期と履行遅滞)

第703条(不当利得の返還義務)

(4) 政務調査費返還金に対する法定利息に係る根拠法令について

ア 自治法

自治法に特段の規定はありませんが、請求人が例にあげている延滞金についての規定は次のとおりです。

第231条の3(督促、滞納処分等)

イ 条例

本市条例に特段の規定はありませんが、請求人が例にあげている姫路市市税条例、姫路市介護保険条例及び姫路市後期高齢者医療に関する条例の延滞金についての主な規定は次のとおりです。

・姫路市市税条例(昭和25年8月12日条例第24号)

参考 利率等の表示の年利建て移行に関する条例(昭和45年10

月 8 日 条例第 3 7 号)

(年当りの割合の基礎となる日数)

第 9 条 第 1 条、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び前条の規定による改正後の条例の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの条例の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても 3 6 5 日当りの割合とする。

- ・ 姫路市介護保険条例 (平成 1 2 年 3 月 2 9 日 条例第 4 7 号)
(延滞金)

第 7 条第 4 項

第 1 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 3 6 5 日当たりの割合とする。

- ・ 姫路市後期高齢者医療に関する条例 (平成 2 0 年 3 月 2 6 日 条例第 1 号)
(延滞金)

第 5 条第 4 項

第 1 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 3 6 5 日当たりの割合とする。

ウ 規則

本市規則に特段の規定はありません。

エ 民法

政務調査費返還金に対する法定利息に関連する民法の主な規定は次のとおりです。

第 8 9 条 (果実の帰属)

第 1 4 0 条 (期間の起算)

第 1 4 3 条 (暦による期間の計算)

第 4 0 4 条 (法定利率)

第 4 1 5 条 (債務不履行による損害賠償)

第 7 0 4 条 (悪意の受益者の返還義務等)

第 7 0 9 条 (不法行為による損害賠償)

(5) 「利率等の表示の年利建て移行に関する法律」等について

請求人が摘示している閏年における利息計算関係法令である、利率等の表示の年利建て移行に関する法律 (昭和 4 5 年 4 月 1 日 法律第 1 3 号以下「年利移行法」という。) 第 2 5 条では、「前各条の規定による改正後の法律の規定 (他の法令の規定において準用する場合を含む。) に定

める延滞税、利子税、還付加算金、延滞金、加算金、過怠金、違約金、割増金、納付金及び延滞利息その他政令で指定するこれらに類するものの額の計算につきこれらの法律の規定その他法令の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。」と規定されています。

同法の立法趣旨は、利率等を日歩建てで表示している法律の規定を一括して年利建ての表示に改めるものであり（昭和45年3月3日第63回国会大蔵委員会 同法提案理由説明）、対象としている法律は、国税通則法、地方税法、土地収用法、道路法、農地法等の58の法律です。

また、同法の施行に伴い同法第25条及び関係法の規定に基づき「利率等の表示の年利建て移行に関する政令（以下、「年利移行令」という。）が制定され、対象政令として所得税法施行令、法人税法施行令、地方税法施行令等が列挙されています。

(6) 閏年における利息の計算について

本件納入済利息の利息計算において、利率は法令に特段の規定がないため、民法第404条規定の年利（5%）で定められることとなり、民法第89条第2項の規定により日割りで計算されています。

利率が年利で定められる場合、民法第143条第1項で「週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦によって計算する。」と規定されています。

1年の日数は平年（365日）と閏年（366日）で違うので、利息計算の起算日から数えて年の途中で計算をしなければならない場合、「閏年を365日として扱うこととする」など当事者間での合意があるときや法令に特段の規定があるときを除き、その計算方法が問題となります。

暦にしたがって利息計算をする場合、その期間が平年の中にある場合には365日、閏年の中にある場合は366日で計算する考え方（以下「暦年閏年説」という。）や利息計算期間の起算日を基準として、向こう1年間の中に2月29日を含む場合には366日、含まない場合には365日で計算する考え方（以下「2月29日基準説」という。）があります。

(7) 裁判判決（裁判所判断）について

本件請求に関連すると考えられる政務調査費の返還や遅延損害金に係る裁判判決（裁判所判断の抜粋）は次のとおりです。

ア 東京都品川区政務調査費等事件（平成21年10月16日 東京地方裁判所判決。以下「東京地裁判決」という。）

「政務調査費は地方自治法及び条例において特に定められた交付金であり、その目的、内容等に照らすと、政務調査費の交付は公法上の原因に基づくものといふことができ、このような公法上の原因に基づいて交付された金員の返還を内容とする不当利得返還請求権は、公法上の債権であるといふべきである。」

イ 弘前市政務調査費返還履行請求控訴事件（平成23年5月20日 仙台高等裁判所判決。以下「仙台高裁判決」という。）

「本件条例（弘前市議会政務調査費交付条例）には、交付を受けた政務調査費に残余がある場合の返還義務を定めた規定はあるものの、その返還時期について明確に定めた規定はない。しかし、収支報告書の提出期限を定める本件条例の規定及びその趣旨に照らせば、本件条例は、残余金の返還時期については、確定期限（政務調査費の交付に係る年度の翌年度の4月30日）又は不確定期限（議員でなくなった日から30日以内）を定めているものといふべきである」

「不当利得返還請求における附帯請求（遅延損害金）の起算日は、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の5月1日と認めるのが相当である。」

以上、仙台高裁判決では、弘前市に対して、違法な政務調査費を支出した議員に不当利得の返還及び遅延損害金（法定利息）を請求することを命じるとともに、既に政務調査費を自主的に返還した議員に対しても、5月1日から自主返還日までの遅延損害金を請求することを命じています。

なお、平成19年4月の弘前市政務調査費返還請求住民訴訟控訴審判決においても仙台高裁判決と同様の判断がなされており、同控訴審判決は、最高裁判所が平成19年10月26日、原告の上告を棄却し、上告審として受理しないことを決定したことにより確定しています。

エ 神戸市焼却炉談合損害賠償控訴事件及び同附帯請求事件に係る請求異議事件（平成22年10月13日神戸地方裁判所判決。以下「神戸地裁判決」という。）

「遅延損害金の計算方法に関して、民法第143条等の関係法令の文言から2月29日基準説と暦年閏年説のいずれの見解を採用すべきかどうかを決することは困難であり、両説ともそれぞれ合理的な理由がないとはいえず、いずれの見解に従って遅延損害金の計算法を行う

べきかどうかを直ちに決することはできない。」

2 判断

(1) 年利移行法及び年利移行令の適用について

ア 年利移行法及び年利移行令の適用を受ける利息債権について

請求人が主張する本件法定利息の計算の年当たりの割合（365日）についての根拠法令である年利移行法においては、その適用を受ける法律が限定列挙されており、同法の施行に伴い制定された年利移行令においてもその適用を受ける関係政令が列挙されています。

このような規定の仕方からすれば、同法及び同政令の適用を受け、「年当たりの割合が、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合」となる利息債権は同法及び同政令や条例、規則を含む関係法令に利率等の定めのある公法上の利息債権に限られると解するのが相当です。

また、「利率等を日歩建てで表示している法律の規定を一括して年利建ての表示に改めるもの」とする同法の立法趣旨からみると、現行の公法上の利息債権全てについて、同法が適用または準用されるものではなく、同法施行（昭和45年4月）後に設けられた新たな制度により発生した公法上の利息債権に係る閏年の日を含む期間の定めについては、同法以外の当該制度に係る個別の法令に委ねられていると考えます。

イ 本件法定利息の返還請求権は年利移行法及び年利移行令が適用又は準用される利息債権かどうかについて

本件法定利息の元本である本件政務調査費の返還請求権は、東京地裁判決で判示されているように、公法上の原因に基づいて交付された金員の返還を内容とする公法上の債権であるといえます。

そして、本件法定利息の返還請求権は、仙台高裁判決で判示されているように、交付条例で定められた期限までに返還されなかった本件政務調査費に対する遅延損害金請求権であり、公法上の債権である本件政務調査費の返還請求権に附帯する公法上の利息債権であるといえます。

しかしながら、本件法定利息の利率や利息計算等については、法律、政令や条例、規則等法令に特段の定めがなく、また政務調査費は年利移行法施行（昭和45年4月）後の平成12年の自治法改正により新たに制度化されたものであることから、政務調査費返還により発生する本件法定利息の返還請求権については、同法が適用または準用される余地はありません。

(2) 本件法定利息は公法上の延滞金と同様に扱うものであるかどうかについて

請求人は、姫路市市税条例、姫路市介護保険条例及び姫路市後期高齢者医療に関する条例を例に挙げ、本件法定利息は行政上（公法上）の延滞金と同様に扱うべきであると主張しているものと推察しますが、市長が歳入（延滞金元本）を納期限までに納付しない者に対して、延滞金を徴収するときには、期限を指定してこれを督促し、条例の定めるところにより徴収しなければなりません。（自治法第231条の3）

先に述べたように本件法定利息については、本市条例に特段の定めはなく、またその元本である本件政務調査費は同会派から自主返納されたものであり、督促を要しないものであることから、公法上の延滞金と同様に扱うことはできません。

(3) 本件法定利息の計算における閏年の取り扱いについて

本件法定利息は、利率や利息計算等について、法律や条例等法令に特段の定めがないため、民法の規定が準用され、不当利得若しくは債務不履行（履行遅滞）に対する遅延損害金請求権に基づき、民法所定の年5分の利率により利息計算されるものであると考えます。また、利息計算における閏年の取り扱いについても、法令に特段の定めがなく、本市と同会派との間に合意もないため、民法第143条の規定により、暦に従って計算されることとなります。

暦に従って利息計算する場合、暦年閏年説で計算すると1年は366日、2月29日基準説で計算すると、本件法定利息の計算期間は2月29日を含んでおらず365日となるので、本件納入済利息は暦年閏年説で利息計算されたものと考えられます。

遅延損害金が年利の場合の利息計算における閏年の取り扱いについては、神戸地裁判決において判示されているとおり両説ともそれぞれ合理的な理由がないとはいえず、また裁判所（民事執行部）などの公的機関が暦年閏年説を採用している事例があることから、本市が年366日当たりの割合で利息計算された本件納入済利息を適正なものとして収入したことについては理由があり、違法、不当であるとはいえません。

(4) 本件法定利息の起算日について

本件納入済利息は、交付条例第8条第2項で定める「政務調査費支出書」により本件政務調査費の支出が確認された、平成24年3月30日

の翌日（3月31日）から返還された同年11月1日までの期間について計算されていますが、交付条例第9条では交付を受けた政務調査費に「残余があるときは、当該残余の額を毎年4月30日までに市長に返還しなければならない」とその返還期限が規定されています。

本件法定利息に係る返還請求権は、仙台高裁判決で判示されているように、交付条例で定められた期限までに返還されなかった政務調査費に対する遅延損害金請求権であり、その起算日は、条例で定める政務調査費残余金返還期限（以下、「返還期限」という。）の翌日である5月1日と認めるのが相当です。

さらに、同判決では、弘前市に対して、既に政務調査費を自主的に返還した議員に対して、5月1日から自主返還日までの遅延損害金を請求することを命じていることからみても、本件法定利息の起算日は、条例で定める返還期限の翌日である5月1日であるといえます。

(5) 本件納入済利息に不足額が生じているかについて

本件納入済利息は、議会事務局の説明によると、本件政務調査費に対して、その支出日である平成24年3月30日の翌日から起算してその返還日（同年11月1日）までの216日について、民法所定の法定利率（年5分）、年366日当たりの割合で計算されています。

先に述べたとおり、本件法定利息の起算日は、交付条例で定める返還期限の翌日である同年5月1日であるといえることから、本件政務調査費の返還日（同年11月1日）までの185日について、民法所定の法定利率（年5分）により、仮に、年366日当たりの割合で計算すると、6,346円、請求人が主張する365日当たりの割合で計算すると、6,363円となり、いずれの場合も納入された本件法定利息7,409円を下回り、不足額は生じていません。

第4 結論

以上のとおり、本件法定利息は公法上の債権である本件政務調査費返還請求権に付帯する遅延損害金請求権（公法上の債権）に基づくものであると解されますが、年利移行法及び年利移行令の適用を受けるものではなく、公法上の延滞金と同様に取り扱うものでもないことから、本市が年366日当たりの割合で計算された本件納入済利息を適正なものとして収入したことは違法、不当であるとはいえません。

また、本件法定利息の起算日を交付条例が定めた返還期限の翌日であ

る5月1日として計算したときの利息は、年366日当たりの割合で計算しても、請求人が主張する365日当たりの割合で計算しても、いずれの場合も本件納入済利息に不足額は生じず、本市に財産的損害は発生していません。

したがって、本件納入済利息に不足額が生じており、市長はその返還請求権行使を怠っているとする請求人の主張には理由がなく、当該不足額を返還請求する措置の必要性は認められないものと判断します。

第5 意見

昨年9月の自治法改正を受けて本市においては、「姫路市議会政務活動費交付条例（現行 姫路市議会政務調査費交付条例）」が同法の施行日と同日に施行されますが、当該条例では「議長は、政務活動費収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする」と「使途の透明性の確保」についての規定が新たに追加されています。

今後は、議長の調査の結果、使途基準に適合しない政務活動費（現行 政務調査費）が会計年度終了後に返還される場合も考えられることから、法定利息を含む返還金について、市民に対して明確な説明責任を果たせるよう、政務活動費（現行 政務調査費）収支報告書等の修正、変更などの事務手続きを含めて適正に処理するための仕組みを確立することが必要であると考えます。

なお、本件納入済利息は過納の状態となっているため、適正に事務処理を行う必要があると考えます。